



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロックにおける自己保存について (I)
Author(s)	八木橋, 貢
Citation	北海道大学人文科学論集, 17, 57-71
Issue Date	1980-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34351
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_PR57-71.pdf



ロックにおける自己保存について

(I)

八木橋 貢

はじめに

ある思想家の草稿が新たに発見されたり、書簡その他の新資料が掘り起されると、その思想への関心が活発になり、研究も進んで、その思想の理解が深まることが当然にも期待される。なお当初は、旧来の解釈の側からの抵抗が強く、また新しい解釈も時として度を越した偏りを見ることがあるにしても、検討や批判が重ね合わされ、一定の時間が過ぎれば、たとい解釈上の対立は残っても、ほぼ落着く所へおさまるのが普通である。そのようにして獲得された研究成果が、改めて人々の共有となり、以前の段階の理解に対し格段の水準に達することは、たとえば『経済学・哲学草稿』の公刊を機縁とした関心の深まりや研究の深化を思い浮かべれば、明らかである。また、これと似た事情が、思想家の著作が別の言語、とりわけ異つ

た文化的伝統をもつ国の言語へ翻訳、紹介される場合にも起りうる。ただし、その訳が正確でわかりやすいものになっていなければ、無用の混乱と誤解を生み出すことは避けられない。しかし、たとえばカントの思想のように、次第にすぐれた訳や研究の成果が紹介され、掘り下げられて、理解が一段と深まった例は、いくつも挙げることができるし、そのような先人の恩恵を私たちは多大に受けてきた。私たちがそのなかに生きている現実が解決を迫って問題を提起し、それにうながされて特定の思想へ関心を抱くようになり、研究と再評価が進むのが常道であるが、西欧の思想の理解は私たちにとって、側面的には以上の二つが重り合って可能であったのである。とりわけ、従来未刊の草稿が公開され、それを契機とした研究の深化のなかで、それまでの解釈が一面的であったり、誤解であることが判然とし、かつては不明であったものが、その思想の新たな奥行きと広がりの中で鮮やかに浮かび上る、——そのような経験は誰

しも思いあたるところである。しかし、ロックの思想の場合は、事情が異なる。

新資料の発掘、入念な考証と検討が続けられてきたにもかかわらず、ロックの思想は、現在、従来とは画然と区別された鮮明な姿で描かれてはいない。最近十年をふり返っても、おびただしい数の研究書があいついで刊行された。ロックの書簡集も、綿密な検証を経て、全八巻のうち五巻はすでに発刊された。けれども、資料の整備と研究の隆盛が、必ずしも理解を深めることに直結しない例として、ロックの思想の場合ほど目立つのは稀である。

イギリス経験論の基本的な方法と観点を確立し、生得観念を否定して、一切の知識の起源を経験に置き、そこから認識を構成する理論をその哲学の中心に据えた哲学者ロックと、近代市民社会を構成する個人の自然権を土台に、所有の根拠を労働に見出し、生命、自由、所有の保証を同意と信託に基づく政府の機能として示す政治理論家ロック。この二つのロック像だけではなく、教育学、神学、医学、経済学、化学、そして錬金術にも興味を抱く、多面的な相貌を示すロックを一つの統一した像に収斂する困難は、少くとも一九五〇年代までの共通の理解であったが、その場合、哲学者ロックと政治理論家ロックのそれぞれの像は鮮やかに描かれていた。五十年代以降、未刊の草稿、手稿、日記を含む膨大なラウレス・コレクションがオクスフォードのボードリ図書館に収められ、とりわけ、初期の二つの重要と目された草稿が出版されるに及んで、ロック思想の統一した理解を実現しうる、新しい段階が到来したと期待された。

一九五四年に、ロックが一六六一年から四年に書いたとされる『自然法論』がライデンの詳細な註釈をつけて出版された。^①さらに一九六七年に、ロックが一六六〇年から二年にかけて執筆した、二つの『世俗権力論』も、おなじようにエイブラムズの註解と長い序文とともに公刊された。^②とりわけ、『自然法論』は、ここにこそロックの思想を解く鍵があると見做されたのである。ライデン自身、「ロックの二つの主要学説である、かれの政治論と認識理論は共通の基盤をもち、その基礎はかれの初期の自然法に関する見解のうちに横たわっている」と述べたのである。^③

けれども、初期ロック思想の研究の隆盛は、ロックの像を明確に浮かび上らせるところか、逆に分解して、さまざまな対立する解釈のなかに溶解させてしまった。とりわけ、解釈の分散は、ロックの思想とホッブズの思想の関係においてもっとも顕著である。

本稿は、自己保存というホッブズの哲学の中心概念が、ロックの初期から円熟期の思想の展開のなかでどのように把握されているかを分析しながら、ロックの思想の基盤を判明にすることを目的とする。

註

(1) *Essays on the Law of Nature*, ed. by W. von Leyden, 1954, Oxford. なお、ライデンのつけた詳細な序文は、以下、Introductionとして引用。

また、以下、本文で『自然法論』を引用する場合は、LONと略記する。

(2) *Two Tracts on Government*, ed. with an introduction, notes and translation by Philip Abrams, 1967, Cambridge. なお、これには邦訳があ

るが(友岡敏明訳『世俗権力二論』、未来社、一九七六年)、引用は以下、『Tracts
とし、エイブラハムズ版のページで示す。

(c) W. von Leyden, "John Locke and Natural Law" in *Philosophy*,
XXXI, No. 116, 1956, p. 23.

一

一六九三年九月、ニュートンはロックに宛てて、『人間知性論』を
読んで、かれがロックを「道徳の根本を破壊し、ホッブズ主義者だ
と思つた」ことを弁明している。⁽¹⁾この当時、ニュートンが強い鬱病
にかかり、時にあらぬ妄想を抱いたことは、その少し前にかれ自身
認めているほどであるが、『人間知性論』の思想を誤解するほど理解
力が損われていた訳ではない。⁽²⁾この手紙についてロジャースは、ビー
ター・ラスリットがニュートンの所持していた『人間知性論』を調
べて、ある発見をして個人的に教えてくれたことを報告している。⁽³⁾

一般にニュートンは、かれの注意を引いた文章がある場合、そのペー
ジのすみを折り曲げる習慣をもっていたことは有名であるが、この
本の場合それは第二巻の二七章の五節、ロックが快樂主義的な道
徳論を展開している個所であつたという。ニュートンにとって「道
徳の根本」は、神が創り、支配している世界秩序の道徳法であり、
『知性論』の右の個所から判断するかぎり、ロックがそこで試みて
いる、快樂主義的に各人の主観の側から倫理学を展開する議論は、
神による客観的な規範を否認するものと受けとめられたようであ

る。しかし、ニュートンがロックをホッブズ主義者になぞらえたの
は一時期で、その後は、「誤解」を払いのけた。ロック自身は、自分
の思想がホッブズに結びつけられることを極度に警戒したようであ
る。悪名高い無神論者と同義に受けとめられていたホッブズの思想
から、細心の注意をもつて切り離すことは、かれのみならず同時代
のイギリスの思想家には重要な配慮であつた。その際、ホッブズの
名の下に共通に受けとめられていたのが、大陸におけるスピノザの
場合と同じく、先入見と曲解に基づくものであつたことは否めない
にしても、そして、ロック自身の用心深さは、ホッブズの名を挙げ
ることを極力避けさせたが、かれをホッブズ主義者や偽装した無神
論者と見做すケースは、一再ならずあつたのである。⁽⁴⁾

同時代の人々のこのような心遣いが、後代の人々にとっては取る
に足らないことになるのは、この場合、当然の経過である。一八世
紀の人々は、ホッブズとロックの間に介在する相違のみならず、二
人の思想の連続性を確認することに意をそそいだ。自然権を中心と
する近代自然法の系譜のなかに、この二人の思想を位置づけながら、
二人の違いは自然状態の把握の仕方と典型的に現われていると一般
に受けとめられた。すなわち、ホッブズの場合とちがって、ロック
における自然状態は、はじめから理性の法としての自然法が存在し、
この自然法の命ずる義務や規範との関係のなかで自己保存の自然権
が基礎づけられているという解釈である。⁽⁵⁾

ところが、今世紀の後半になってから、三百年も前にニュートン
に一時ひらめいた疑惑が復活した。シュトラウスにはじまって、ケ

ンダル、コックスへと続く、ロックをホッブズに著しく近づけた、一連の解釈がそれである。それらは、それまでの、近代自然法思想のなかで両者に共通する基本的傾向を剔出する、という類のもではなかった。社会哲学において、ロックが実際にはホッブズに似た見解を、初期の『自然法論』ばかりでなく『市民政府論』の場合にも抱いていて、通常かれの思想の特徴とされているのは、かれの真の意図を隠した「偽装」であるとされた。近代自然法思想を古典的・キリスト教的自然法思想の墮落した形態として把握し、近代一般を批判しようとする意図をも秘めた、これらの解釈は、ロックのなかに「隠されたホッブズ」をあばき出そうと試みたのである。^⑦こうした解釈に対する反撃は、直ちに猛然と開始されたが、その赴くところ、それまでの通説をはるかに越え、ホッブズからロックを引き離すだけでは足りずに、伝統的な自然法思想、とりわけトマス・アクィナスの十七世紀的再現、フッカーに近づける解釈を生んだ。^⑧「ホッブズもどきのロック」と「フッカーまがいのロック」という両極に傾斜した解釈によって、ロックの思想は鮮明になるどころか、逆にぼやけてしまったのである。事態は、「ロックはおそらくすべての偉大な哲学者のなかで一番矛盾した人である」というピーター・ラスリットの、ほとんど嘆息とも聞こえる表現が示すような状態になってしまった。^⑨

イギリスに比べて、はるかに資料の面での制約の大きい、したがって、研究の上で非常に不利な日本でも、これらの新しい解釈に引きづられた、あるいはふりまわされた解釈が数多く出された。後に考

察するように、初期の草稿を過度に重視するあまり、円熟期の思想が初期に引き戻され、矮小化されると、ホッブズやフッカーの思想に還元されるという偏向が更に増幅されかねない。細部の字句や表現にのみこだわると、ロックの思想の大筋を把握しそこなう危険もまた大きいのである。^⑩

ロック解釈の現状が右に述べたような危険な事態にあるとすれば、ロックの「自己保存」をめぐるこの解釈も足をすくわれないための考慮が必要である。解釈そのものに強い偏りや影をもたらず視点自体を予備的に検討することが、さし当って必要である。

よく知られるように、ホッブズは、一切の倫理的拘束のない自然状態を設定し、そこでの自己保存の自然的欲求とその充足行為とを万人に平等な自然権として提示し、そこからかれの人間論と政治哲学を出発させた。自然的欲求の無制約的な充足は、乏しい自然の恩恵の前では不可避免的に戦争状態を生む。自己保存の欲求が暴力による死を避けようとする自然理性の要求に転化し、ハーバースの適切な表現を借りると、「自己保存の配慮が高まり、暴力的な死への恐怖が、いつまでも恐怖しつづけることへの恐怖に転換されると」、自然法が理性の命令として構成的にみちびき出され、しかも、この導出は、「因果的機械の意味での自然法則から必然的に出てくる」と説明される。^⑪このようにして、自然状態からの離脱、社会状態への移行が生れる。この移行は、自然的ではなく、人間の「作為」として、すなわち社会契約による、自然法に従い、権力へ全面的に服従

する合意によって成立する。

これに対してロックは、自然状態における超越的自然法の先在と拘束性を基礎において、さし当って自然状態を平和状態であるかの如く示すが、同時に、神の法としての自然法が自己保存を義務として、ついで自然権としての資格を付与する。自然権は自然法に支えられ、包攝されるかぎりにおいて権利となるのであり、自己保存は自己以外の他人、最終的には人類の保存と両立すべきものとして示される。ほぼ以上が丸山真男氏をはじめとする、少くとも一九五〇年頃までの通説であった。この自然状態から、どのようにして、しかもどのような必然性によって離脱するかを問題とするところに、多義的な解釈の余地があることは後に検討する。大筋では『市民政府論第二論』の第二章の文章と第五章の冒頭の文章とを接続して受けとめるのが、一八世紀、とりわけフランス革命を準備したイデオログたちと、アメリカ独立の理論的武器をロックに求めた人びとの共通の理解であった。⁽¹²⁾ すなわち、

「自然状態には、これを支配する一つの自然法があり、何びともそれに従わなければならない。この法である理性は、それに聞こうとさえするならば、すべての人類に、すべての人は平等であり独立であるから、誰も他人の生命、健康、自由または所有を損傷すべきではないと教えるのである。」(T.II,6)

「自然の理性が教えるように、人間はひとたび生れると自己を保存する権利をもっており、したがって食料や飲物その他自然がその生存のために与えるものを受ける権利をもつ……。」(T.II,

25)

このように、自然法と結びつけて把握される自然権を中心に、迷妄や暗黒と見做された伝統的世界を批判し、そこから脱出する原理を提示する思想家として、ロックは受容されていた。

「近代市民法と市民革命との連関を成り立たせている内在的理由」を考察した論文のなかで、ハーバーマスは、古典的・伝統的自然法が眼目にしたのは、「倫理的行動および法的行動の規範が、ともに内容的には善い生活、すなわち有徳な市民生活」であったのに対し、近代的自然法に依拠してつくられた形式法は、「実質的生活秩序の義務のカタログ」から解放されて、各市民が私人として「生命と人身の自由をも含む私的所有の自由処理権」を目標に、各自の利害の追求へと放任する「私的自律への資格付与」であったと述べている。⁽¹³⁾ けれどもフランス革命では、人権宣言草案の審議のなかでは、人権の宣言を、すでに見出された真理の確認として把握するか、この宣言を社会契約の行為と同一視し、万人がその形成に参加する一般意志の形成として、「各個人が自然にそなえている独立と自己保存は、この社会契約によってはじめて、自由、平等の自然権へ高まる」という選択肢が重要な課題となった、とハーバーマスは続けている。この二つの「選択肢」で、ハーバーマスが示そうとしている背景は、はじめの選択肢は、自然権のうちの自己保存の権利を拡大化して所有権にまで広げ、それを自然法の核心とすることによって、私的利益と社会全体の利益の調和を、国家に組織された自然的秩序の枠内で、啓蒙された私的利益の追求から実現しようとする重農主義者

を考えている。自然的秩序を経済との関係のなかで把握する重農主義者たちを、ロックからスミスへと接続する媒介的な形態と見る理解が背景にあるようである。もう一つの選択肢は、外的強制力をもった主権への自己譲渡（ホッブズ）と、頽廃した人間本性を道徳的人格へ転換し、内面的に自覚して人民の主権、すなわち一般意志に全面的に自己を譲り渡す（ルソー）という点で、内容的にはさまざまな違いがあるにもかかわらず、社会結合の必然性を導き出す点では共通するところの、ホッブズとルソーをつなぐ視点である。ハーバーマスは、この対立がフランス革命時に徹底して論じられず、決着がつけられるまで討議された訳ではないにしても、問題点が提示された点を重視したのである。

他方、フランス革命に先立って、アメリカでは、ロックの自然法思想は、合理性を軸とし、『常識 Common Sense』（ペイン）にまで和らげられ、キリスト教を背景とする規範意識に引き寄せられて解釈され、この面からはホッブズとルソーをつなぐ視点は無視されてしまった点を示唆しながら、ハーバーマスは次のように述べている。アメリカでは、「人びとは解放が避けられなくなり、その正当性の根拠としてはもはや近代的自然法しか残らなくなつてからも、古典的自然法との連続性からロックを理解した」¹⁴と。

一八世紀の二つの市民革命の中で、ホッブズとロックの思想は、このように錯綜して受けとめられ、そこに介在する問題点は、歴史的に特殊な変容を受け、決着を見ないまま、問題としては放置されていたのである。

十九世紀には、ヘーゲルと初期マルクスでは、哲学と経済学との間の理論および実践的連関は保たれ続けたが、これを最後に、それらの契機は二十世紀の初頭に至るまで、それぞれ分離し、独立に論じられるようになり、ロックについても、かれの認識理論と道徳哲学、政治理論および宗教観を結びつけていた環が失われてしまったのである。ロックに関しては、その政治理論だけが突出し、近代民主主義理論の系譜のなかに、「古典的」地位を確認されるとともに、かつての連関は背後にしりぞけられてしまった。そこで前面に出ているのは、個人の自由、平等、財産権等の基本的人権を自然権として基礎づけ、同意に基づく信託的国家論と多数決原理の確認と、実質的には無効にされながら、市民革命の原理として想起される、抵抗権思想のあのイメージである。さらにその背景にあった自然法思想が、『人間知性論』の経験的方法とは両立し難く見える難点が繰り返し指摘され、その論理や内容が不徹底ないし曖昧であると評価されて、ホッブズやルソーに比し、実際には読まれることの少ない位置に沈んでしまったのである。

加えて、自然法思想そのものが深い疑惑に包みこまれてしまった今世紀前半の一般の風潮が、ロックへの関心をいちじるしく後退させた。すでにヒュームの、自然状態の設定および社会契約を虚構と見做す最初の攻撃以来、経済学の独立から法実証主義に至る諸社会科学の分化、自立の度合いは一層深まり、第二次世界大戦開始直前には、「自然法理論は、もはやいかなる著名な学者によっても認められることのない、論破しつくされた大理論である」と言われる迄に

なつたのである。⁽¹⁵⁾

一九五〇年代以降のロックの全面的再検討の隆盛と、第二次大戦のファシズム経験の反省が呼び起した自然法思想の再評価とは直接重なり合う訳ではない。しかし、ロックの自然法思想が古典的・キリスト教的自然法に引寄せられて解釈されがちな現状のなかでは、近代市民社会を更めて検討する課題のなかでロックの自然法思想を考察しないかぎり、とりわけ非西欧的な伝統を背後にもつ我が国の研究は、猿まねになりかねないのである。

註

- (1) *The Correspondence of John Locke*, ed. by E. S. de Beer, Vol. IV, p. 727. (No. 1659) 以下ではこの書簡集につけられた番号で示す。
- (2) ニュートンはロックに「あなたが女性やその他の手段を使って、私を困らせようと思っていると思つてやけに腹が立ち、誰かが、あなたの病気が直らないのではないかといった折、あなたが死んでしまえばよいと答えました。」と書いている。この書簡を引用している島尾永康「ニュートン」(一九七九年、岩波新書)によれば、この手紙は「筆蹟も常になく乱れ、沢山のインクの斑点で汚れて」と述べているが(同書一七頁)、理解力が損われてはいない証拠として、同じ時期にニュートンが正気かどうか危うい人が数学上の問題を質問したところ、ニュートンが「きわめて冷静で明快な解答」をした点を述べている(一一八頁)。なお同書のニュートンの手紙の中でロックの「知性論」に関して「あなたが思想に関する御高著で主張された原理によつて、道徳を根こそぎされた」の「思想に関する」は「観念に関する」が適切である。
- (3) Maurice Cranston, *John Locke, A Biography*, 1957, London, pp. 372f.
- (4) G. A. J. Rogers, "Locke, Newton, and the Cambridge Platonists" in *Journal of the History of Ideas*, Volume XI, No. 2, 1979, p. 199.
- (5) ガフは、ロックの死後になつてもオクスフォード大学の一員、ジョン・ハットンがトリニティ・カレッジの学寮長のチャレット博士へ一七〇六年二月に書いた手紙で「わたしはロックとシャフツベリ卿が二人ともスピノザと同じく途方もない無神論者であり、異教の哲学者のどの派の人よりも腐敗していた」と述べたのを引用している(J. W. Gough, *John Locke's Political Philosophy*, second edition, Oxford, 1973, p. 151)。また、ロックスは「ロックの同時代人のひとりで、例えばウォーチェスターの司教のジョン・エドワードやオクスフォード大学の若干の人びとが、ホブズと似たような思想の持主としてロックを考えていた多くの例を集めて紹介している。Richard H. Cox, *Locke on War and Peace*, Oxford, 1960, pp. 2f.
- (6) その古典的ともいえる明快な表現として、後に見るように、丸山真男氏の「ジョン・ロックの近代政治原理」を挙げることができる。(丸山真男「戦中と戦後の間」所載、みすず書房、一九六七年)この論文は、戦後ほどない時期に執筆され、一九四九年に「旧稿」と断りながら発表されたが、その時期の近代民主主義理論に対する熱意が伝わるような調子の高い文章である。
- (7) Cf. Leo Strauss, *Natural Right and History*, Chicago, 1950, pp. 221f. Wilmore Kendall, *John Locke and Doctrine of Majority Rule*, Urbana, 1950, pp. 53, 66. Richard Cox, *op. cit.*, pp. 88f.
- (8) John Dunn, *The Political Thought of John Locke*, London, 1968, pp. 238f. 40-42. Richard Ashcraft, "Faith and Knowledge in Locke's Philosophy" in *John Locke: Problems and Perspectives*, ed. by Yolton, Cambridge, 1969, p. 223.
- (9) Peter Laslett, *John Locke's Two Treatises of Government*, a critical edition with an introduction by Peter Laslett, Cambridge, 1960, p. 82.
- (10) 最近出版された田中正司・平野 耿編「ジョン・ロック研究」御茶の水書房、一九八〇年、所載の宮下輝雄「日本におけるロック研究の動向」はその悪しき例である。
- (11) Jürgen Habermas, "Die klassische Lehre von der Politik in ihrem Verhältnis zur Sozialphilosophie" in *Theorie und Praxis*, Luchterhand, 1963, S. 376f. (邦訳「細谷貞雄訳『理論と実践』四六頁以下)。

(12) 『市民政府論』は、先に挙げた(註9)ラスリットの版によるが、本文ではIと記号化し、第一論文はI、第二論文はII、とし、章ではなく、それぞれの節の数字を示す。

(13) Jürgen Habermas, "Naturrecht und Revolution" in *Theorie und Praxis*, S.53f. 細谷訳七五頁以下。

(14) *Op. cit.*, S. 62. 同訳書八六頁。

(15) この表現は、ノイマンが自然法思想の復活を予感しつつ書いた論文のなかに引用されている。Franz Neumann, "Types of Natural Law," in *Studies in Philosophy and Social Science*, New York, 1940, pp.33ff. こうもひどくなく、この雑誌は、転々と場所を変え、ついにアメリカへ亡命して、そこで活動を続けたフランクフルト学派の *Zeitschrift für Sozialforschung* を継ぐ英語版の雑誌である。

二

ノイマンが今世紀初頭の「自然法の死滅」について述べたのは、一九四〇年であるが、それは、自然法の妥当性の否認を再確認するためではなくて、逆に自然法の復活の兆しをかれが状況との関わりの中で意義づけようとしたからである。かれ自身がそのために亡命を余儀なくされたファシズムの脅威、すなわち、基本的人権が侵害され、しかもますます非人間的な政治が抑圧的な権力を背景に広がりつつあるという意識が、かれを『ビヒモス』の執筆にうながすとともに、自然法理論の機能分析へと赴かせたのである。一定の条件つきで、すなわち、多義的でしかも多様な形態をとる自然法理論が、実質的な内容を指定され、特定の政治的イデオロギーの正当化理論

になる場合の危険を警戒しながらも、ノイマンは、自然法が形式的規範として有効な理念としての役割をもつことを指摘した。自然法理論は、「政治的あるいは社会的要求を、——私的所有にせよ、社会主義にせよ——しかも精緻な体系をそこから引き出そうとすると、常にそれは恣意的であり、したがって妥当性をもたない」ことを警告するとともに、⁽¹⁾ 他方、自然法が「いかなる人間をも奴隷身分におとしめられることができない」という意味での「法の普遍性」さらに「いかなる暴政も抑圧も合理的に正当化できない」ことを規制的に示すかぎり、「依然として妥当な原理」で「権威主義的理論と実際に完全な対立」⁽²⁾ することを示した。「権威主義」という語は、必ずしも日本語として定着した言葉ではないが、一九四〇年代にはファシズムとの関係(およびスターリン主義を暗黙のうちに指して)よく使われ、ホルクハイマーの有名な論文、「権威主義的国家」も同じ頃に書かれている。⁽³⁾ ノイマンは、権威主義を徹底して批判するために『ビヒモス』を執筆し、近代自然法理論のなかを貫く、反権威主義的な、個人の基本的人権確立を高く評価した。ホッブズは、その権威主義的結論、すなわち権威としての政治権力への絶対的服従こそ、人びとの自己保存にとって不可欠の前提である、という見解をもって、かれの『ビヒモス』、すなわち、ピューリタン革命の分析と否定的評価を論じた。初期のロックの自己保存に関する見解を分析する前に確認すべきことは、どのような視点で、ロックがピューリタン革命と王政復古を評価したかということである。『ビヒモス』という同じ標題で、現実の政治的現実についてホッブズとノイマン

がそれぞれ主張したのは、対立的な内容であるが、ロックもまた『ヒモス』の名をつけないにしても、実質的には生々しい政治的現実に関する実践的な関心を強くもった論稿を書いている。

ロックの一番はじめの著作である『世俗権力論』は、ピューリタンの立場から宗教的な寛容を主張するエドワード・バグショウの「宗教的礼拝における非本質的な事柄についての大問題」と題するパンフレットに対する反論として書かれた。「統治者は宗教的礼拝に関する非本質的な事柄の使用を合法的に命令し決定しうるか」と題する英語の世俗権力論と、その主題をさらに抽象的に論じたらテン語の論文からなるが、エイブラムズが示したように、その文体は、円熟期のロックからは想像することもできない「スコラの用語と方法の卑屈な *drab* 使用」によって貫かれていた。⁽⁴⁾『人間知性論』におけるスコラ哲学的用語と方法に対する批判は有名であるが(例えば IV, 7, 11)、その「莊重」な、あるいは「華麗な」用語で叙述されたのは、人びとの想像をはるかに上廻る「權威主義的」、あるいは保守的な、ピューリタン革命に対する激しい敵意と、その裏返しとしての権力に対する従順の表明であった。⁽⁵⁾

ロックをピューリタニズムに直結させる解釈は、かつて我が国のロック解釈のなかに根強く見られたが、⁽⁶⁾ロックはかなり若い頃、十代のなかばですでに「ピューリタンに共感を持つことはなかった」のである。⁽⁷⁾『世俗権力論』はロックが「訓練を受けてきたピューリタニズムからの離反を正当化した」⁽⁸⁾のではない。個人の宗教的信仰を尊重するどころか、「人間の間に何らかの支配と政治的社会が存在し

うる、または存在しなければならぬことを少しでも考えてみるならば」(Tracts, p. 198)、私的権利を公権力に対して主張し、「為政者と国家権力を否認したがるのは誤りであることが分る」とされる。

この時期のロックが「極端な權威主義者」であるとする指摘は疑いえないのであって、⁽⁹⁾ロックが、一六六四年まで完全にその枠内にあつたスコラ的方法と用語とともに、あらかじめ確認しておかなければならない二つの事柄である。⁽¹⁰⁾

この時期のロックを極端なまでにホッブズ主義的と受けとる解釈は、ホッブズ主義の名の下に權威主義的な面についてのみ理解しているのであって、一切の哲学の根底に自己保存の自然権を置いたという意味のそれではない。たしかに、個人の自然権をほとんど考慮していないという意味でなら、ロックはホッブズとは明白に対立し、秩序や権力を何よりも優先させるのである。自己保存を維持するため、不可避免的に自己保存の一部を権力に譲り渡さなければならぬという必要性ではなく、ロックが自然権を考慮しないのは、秩序が何よりも優先しなければならないと考えるからである。エイブラムズの述べるように、「ホッブズにとって、人間の原初的自由を譲りわたすことを避けがたく義務づけているのは、自己保存の厳しい倫理学であった。……ロックにとつて、自由を引き渡すのはスコラ的形而上学の古い理想を示す概念である」。⁽¹¹⁾

「私は権力に対する恭順の意を持つのみならず、それに劣らず自由を愛している。自由なくしては、人間は獣にも劣るほどの幸福しか持たえない状態であるであらう」(Tracts, p. 120)という表現は、

ロックがこの時期においても自由を尊重していたとして、かれを弁護する形で引き合いに出されることが多いが、議論の展開のなかでこの自由は少しも拡大されないばかりでなく、ほとんど考慮さえされないものである。むしろ、ロックは、自由の名の下に、「良心」の声や「人民の声」を連想するかのように、否定的に述べるのである。

すなわち、「他の人々は、為政者の手から逃れ、為政者によって制定された法の拘束力を一笑に付すように、己れ自身の内に逃げこみ、安全な避難所を良心という聖域に求めながら主張する」(Tracts, p. 206)と。このように良心の名の下で、さらにその集合である多数の意志が「人民の声」として主張され、為政者の権力が顧みられずに無政府な状態になる場合の叙述は、克蘭ストンがつとに指摘したように、⁽¹³⁾ ホッブスの自然状態を連想させるが、その発想の根拠は、自己保存の肯定ではなく、秩序を破壊する自己保存の否定である。

「統治の存在しないところには、平和もなく、安全もなく、安楽もなく、万人に対する敵意が見られ、安定した所有は欠け、無政府状態と反乱とに随伴する全人民を襲う阿鼻叫喚」(Tracts, p. 155)という表現は、ロックにとって、自然状態の論理的帰結として述べられているのではなく、記憶も生々しい、ピューリタン革命の不幸な事態の表現なのである。⁽¹³⁾

それでは、どのような原因がこのような悲惨さを導いたとロックは考えるのであろうか。人間本性の墮落と腐敗が惹き起したと、かれは単的に理解し、自己保存をそれ自体人間本性として把握するのではなく、むしろ自然法に従ってエゴイズムを抑制することを怠た

る場合の墮落として否定的に評価するのである。人間本性は、この場合、人間の心に植えつけられた神の法を認識する理性を中心に把握され、キリスト教的な伝統的人間本性論に従っている。

「脆い人間の手の込んだ腐敗……、はじめて罪の汚れに身を投じて以来、人間は手に持つものをすべて汚してしまふのである」⁽¹⁴⁾

(Tracts, p. 155)

「神の法とは、神から人間に伝えられ、人間にとっての生活の規準・規範となるところの法である。この法は、人間に本性的・生得的にそなわった理性の光によって認識されるか、宣明された超自然的な啓示によって公布されるかに応じて、さらに自然法と実定法に区分される。しかし、これら両者は内容と素材の点で全く同一であり、……私は、これら両者を総称して道德法と命名する。なぜならば、この法は正しさと正義のあの大規範であり、あらゆる道德的善悪の基礎だからである。」(Tracts, p. 194)

この二つの個所は、後者がほぼトマス的な、理性による神の法の認識可能性を自明としているのに対し、前者がトマスよりも、むしろアウグスチヌスを連想させる程、人間本性の墮落についてペシミスティックに述べられていて、微妙な違いを見せている。あるいは、前者の主意主義的な人間把握と、後者の主知主義的な理解と表現できるかもしれない。人間本性が完全に墮落したと把握する原罪説的な理解は、十七世紀には、プロテスタンティズム、とりわけカルヴァン主義に顕著であって、アングリカニズムは、その陰鬱な主意主義を嫌って、トマス主義の再生として、主知主義的なフッカーをその

理論的支柱としたのであるが、この前者の個所は、フッカー的と見ることにはできない。しかし、原罪説を強力に主張するピューリタンが必ずしも自己保存をエゴイズムとして否定的に受けとめていることにはならない。そのことをこの時期のロックの側から見れば、ピューリタンの、しかもとりわけアナキーなセクトと見られる平等派の主張こそ、自己保存を生得の権利として把握する見解と分離できないと思われるであろう。このような推測を補完するものとして、ピューリタンの平等派の理論家、オーヴァートンの所論を一つとしておくことにする。

オーヴァートンは、自己保存を基本的な自然法と見ている。一六四七年七月に刊行された『庶民院を越えて自由民への訴え』の中で、かれは自然法として四つの「理性の原理」を挙げている。その第一の「自然法の原理」がほぼ自己保存の原理に相当する。

「正しい理性の原理は、あらゆる生きかつ動くものが創造されたとき、神の指によって心の板に刻みつけられた堅固な法であり、自然の根源的な原理である。あらゆる生きかつ動くものの中には、すべての有害で破壊的で忌むべきものからそれ自らを防衛し、保護し、守り救わねばならぬ生命の息吹きがある。それゆえ、ここから理性の疑う余地のない原理が万人一般に、また個人それぞれにもたらされる。その原理とは、各人が彼にとって用いることの可能なありとあらゆる理性的で正当な手段方法によって、すべての圧制、暴力、虐待から自分を救い、防衛し、助け出すことであり……⁽¹⁵⁾」という主張は、自己保存を自己防衛権、さらに抵抗権にまで拡大している。

オーヴァートンとホッブズの違いは、オーヴァートンが「あらゆる生きかつ動くもの」について、したがって単に人間のみならず、他の動物のような生命をもった存在にも普遍的に自己保存を認めているのに対し、ホッブズの場合は、「自然はすべての人にすべてのものを与えた」*Natura deit omnia omnibus*として、他の被造物に対する人間の優位と、人間の自然に対する支配を自明のこととしていえる点である。ロックにおいては、少なくとも『世俗権力論』からは、ホッブズの意味でも、オーヴァートンの意味でも、自己保存は自然権として主張されてはいないのである。

『世俗権力論』は、一方では、人間の腐敗と墮落が、「野望と復讐」を野放しにし、「流血の内乱」という悲惨な状態を招いたことに対して告発的に攻撃し、統治が欠如した場合の怖るべきカオス的な事態を苦しい思いで回顧するが、他方では、腐敗しがちな人間本性が宗教的熱気と結びつく場合の「党派的偏向」(partiality)に強い関心を寄せている。⁽¹⁶⁾ これらをもっと詳しく分析することは興味のある課題であるが、次に『自然法論』の自己保存に関するロックの見解を分析した折に、あらためて考察することにした。

註

(一) Franz Neumann, *op. cit.*, p. 329. なお、この論文は、他の論文とともに、ヘルベルト・マルクーゼの編集と序文(『*The Democratic and Authoritarian State*, New York, 1957.』)として出版され、一九七一年に、三辺博之氏の共訳で『政治権力と人間の自由』の書名で邦訳され、河出書房新社から出版された。その訳を参照し、一部変更の上で使わせていただいた。同訳書一一八頁以下。

- (2) *Ibid.*, p.361. 同訳書一三〇頁以下。
- (3) Max Horkheimer, *Authoritarian Staat*, 1942.
- (4) Abrams, *op. cit.*, p. 78.
- (5) すてーベン・ライデンが指摘され (Fox Bourne, *The Life of John Locke*, London, 1876, vol. I, p. 154) ライデンもその議論がバグショウの自然権の主張を斥けるために、ロックが秩序を優先し、何らかの個人の権利や同意を全面的に否定する法思想の持ち主であったことを挙げていたが (Leyden, *op. cit.*, p.27) それをはるかに上廻り「人びとを仰天させる」内容であったとされる (Maurice Cranston, *John Locke, A Biography*, London, 1968, p.59)。
- (6) たとえば、山崎正一氏は「ロックの哲学はピューリタニズムの哲学ということができるであろう」と述べ (山崎正一『近代思想史論』、東京大学出版会、一九五六年、一〇七頁)、また大木英夫氏も、「ロックにおける経験論と合理論の結びつきは、(ピューリタニズムの) 契約神学の背景においてのみ、その可能性を認めることができるであろう」という見解を述べている (大木英夫『ピューリタニズムの倫理思想』、新教出版社、一九六六年、三四六頁)。
- (7) Cranston, *op. cit.*, p. 19.
- (8) Fox Bourne, *op. cit.*, vol I, p.154.
- (9) エアロンも「ロックとスコラの伝統との深いつながりを強調しているが、これを後の時期にまで拡大すべきではなく、初期の一時期に限定しなければならぬ」 R. I. Aaron, *John Locke*, Oxford, 1955, p. 8.
- (11) Abrams, *op. cit.*, introduction, p. 77.
- (12) Cranston, *op. cit.*, p. 62.
- (13) エイブラムズは「クランストンが指摘し (*ibid.* p. 62) カフも「明確にホッブズの『調子』と解する (J. W. Gough, *John Locke's Political Philosophy*, Oxford, 1968, p. 180) のとは違つた、しかし説得的な解釈を提示している。すなわち、『世俗権力論』に見られるホッブズの表現は偶然的な一致で、ホッブズからの借用ではなく、当時のアングリカンの政治理論——したがってピューリタン革命を批判し否定する——の慣用的な表現を借りていると (Abrams, pp. 75f) また、友岡敏明氏は「ホッブズの場合は、実在する『自然状態』の描写であり、政治権力存立のための論理的前提であつたのに

対して、ロックの場合は、自然法から政治権力が派生することの言わば、物理的証明に過ぎなかった」と述べている (友岡敏明訳『世俗権力二論』解説一九二頁)。しかし、すでに見たように、この事態は、いわばロックが実際に内乱において経験したと考える歴史的現実であり、かれのビヒモスの表現である。

- (14) この文章のなかの「手の込んだ」は、improvedをそう訳した。友岡訳では、「改良された腐敗」(同訳書八三頁)。
- (15) 渋谷浩編訳『自由民への訴え』、早大出版部、一九七八年、一六五頁。なおこの文章を含めて、ピューリタン革命文書の多くを、大英図書館所蔵本から直接に選り、邦訳した渋谷氏は、別に『ピューリタニズムの革命思想』(御茶の水書房、一九七八年) においてオーヴァートンの自然法を検討し (一四七頁以下)、さらに「ホッブズと平等派」という節を設けて、ホッブズの自己保存を自然権とする把握とオーヴァートンの思想とを比較対照している (一八三頁以下)。それによると「ホッブズの自然権はオーヴァートンのそのように個人の自己防衛原理であるが、後者と違って理神論的前提(「創造の時、神の指が心の板に彫りつけて」がないので、自己防衛のための単なる技術的知識の法則になりおせている」と述べて、直ちにシュトラウスがホッブズの理論に近代性を認めた点に接続させているが、論点がずれている。渋谷氏のみでなく、藤原保信『近代政治哲学の形成』(早稲田大学出版局、一九七四年)、田中正司『ジョン・ロック研究』(増補版、未來社、一九七六年) 所載の「最近のロック研究の動向」は、共通して、シュトラウスがホッブズおよびロックの近代性を高く評価したと受けとめているが、シュトラウスはその近代性の故に、ホッブズとロックを断罪しているのである。Leo Strauss, *Natural Right and History*, Chicago, 1953, pp. 220f. 244f. なる *The Political Philosophy of Hobbes*, Chicago, 1952, p. Xf. 参照。
- (16) エイブラムズが「ロックが人間の状況について提出したすべての論述の中心になった」と述べた「党派的偏向」については、後にあらためて考察する。 Abrams, *op. cit.*, p. 95.

三

『自然法論』が公刊された際の衝撃は、かなり強烈であったために、初期ロック思想に円熟期の思想を還元するという偏向を生み出した。それは、さながら、一九三〇年代の『経済学・哲学草稿』の公開がまき起した波紋を想い起させる。しかし、初期草稿の出版が思想の全構成の再検討にまで及ぶという点では共通していても、『自然法論』は、ロックにとっては『経済学・哲学草稿』の位置を占めることはできない。後期の思想をすべて初期に還元し、解消する試みはマルクスの場合にも見られたが、少くとも基本的にはヘーゲルとマルクスの思想の継承関係という軸が中心になっていた。ロックの場合は、問題は古典的自然法と近代的自然法の関連を中心に据えることである。この脈絡を失うと、ロックの思想の理解は完全にぼやけ、伝統的・キリスト教的自然法の混合物の中に埋れてしまうのである。この点に注意しながら、さし当って『自然法論』の自己保存についての叙述を見ることにする。

『もし自然法のいずれかですべての人の間でもっとも神聖なものとして確立されているように見え、全人類がそれがある種の自然の本能とみずからの関心によって観察するようにうながされるものがあるなら、それはたしかに自己保存ということであろうし、そこからある人びとはこれを主要で基本的な法として主張するのである。しかし実際には、伝統的生活様式に基づく慣習と意見の

力はきわめて強力であって、人びとは自分に暴力を加えるほどであり、人びとはみずからを傷つけ、通常の人々が死を嫌うのと同じくらい熱心に死を求めることもあるのである。」(LON, p.112)

この論は、慣習や教育その他のイデオロギーが、ある共同体のために進んで自己犠牲におもむいたり、自己破壊的な衝動に駆られる事例から、全ての人に対して自己保存が基本的な行動原理ではないという例外を許し、したがって普遍的ではないことを理由に、自己保存を原理とすることが拒まれている。ロックは、自己保存を自然法の原理とする立場を拒否するのであるが、その際かれが念頭にある敵手としては、評家はおしなべてホッブズの影を見てきた。とりわけ『自然法論』を詳細に分析し、考証したライデンは、次のように述べている。

「ロックのこの論文には、ホッブズを暗黙のうちに参照しているところが数多くある。ここから受ける印象は、ロックの公刊した著作類からと同様に、ホッブズがロックの関心をそそり、魅了してしまったということである。これは、ホッブズとロックの二人の観点が非常に違っていたにもかかわらず、というよりは、おそらくは違っていたために、そうだったのである。ロックのホッブズに対する態度は、主に論争をいどむといったところではあるが、次のように言う方がもっと適切かもしれない。すなわち、ロックとかれと同じ立場の人をして、自然法の理論のあらゆる可能な含みを探究するように駆り立て、何らかの極端な立場に挑戦するように駆り立てたの

は、外でもないホッブズのラジカルな観点が示唆する力によるものである。⁽¹⁾

この、含みのある表現は、ロックがその思想の形成にあたって、絶えずホッブズと対抗する形で築いて行ったことをうかがわせるが、『自然法論』では、自己の思想をというよりは、伝統的な自然法論のあれこれを引き合いに出す形で、ホッブズの見解を否定しようとしているように思われる。なぜならば、かれが引き合いに出すのは、少し詳しく検討すれば互いに両立し難い、いくつかの立場の併存であるからである。アリストテレスやキケロのような、古典的な自然法思想、トマスのなま知主義的な見解、それと著しく対立する主意主義ないしはノミナリズムの見解、さらに大陸のグロティウスのような世俗的な近代自然法理論、そして、トマスの自然法を、ピューリタンならびにカトリックの主意主義に対抗する理論として、一七世紀に再生しようとするフッカーの見解、等々である。

そのなかで一番強力なのは、トマスの自然法である。伝統的自然法は、この立場で受容される時、人間の理性そのもののなかに規範的観念が植えつけられ、その理解が自然法的義務の認識および行為へ導く、と扱えられる。「すべての義務は良心を拘束し、精神それ自体に負担を課するのであって、刑罰の恐れではなく、正義に関する理性の理解がわれわれを義務づける」(LON, p.184)とこの表現は明らかに主知主義的である。しかし、ロックが義務の拘束性をどれほど実質的に認めていたかは疑わしいと思わせる、別な表現がある。「人びとの義務についての考え方が一人一人非常に多様であり、その

慣習的な行為もきわめて異っている」点の指摘があり、その理由として、「人びとがみずからの理性を用いず、欲望に屈服したために、野獣のようにその群れにしたがっている」ことが示される(LON, p.202ff)。この個所は、理性的に考察して自然法の認識に至り、その命令に従って行為すべきであるとする、規範的な見解とは別に、事実問題として、人間は弱く、欲望に押されがちだという見解として、両立するように受けとめられるかもしれない。しかし、他方でまた、ロックは、義務の洞察は、道徳の永遠の規則として、理性が把握することであり、義務は、「人間本性の奥深く、しっかりと根ざした事実」として存続し、「すべて人は本性上理性的であり、この自然法と理性的な本性との間には調和がある」とも述べているのである(LON, p.198ff)。

さらにまた、自然法の認識可能性について、次のように対立した見解が述べられるまず、自然法の生得であると主張。

「この(＝自然)法は書きこまれた法ではなく、生れつきのものである。(non scripta, lex innata)」(LON, p.116)

「もし自然法がわれわれの心に書かれているのなら、実践的な原理だけでなく、理論的な原理もまた、刻みつけられていると考えなければならぬであろう。しかし、このことの証明は困難である。」

(LON, p.136)

「この法は超越者によって制定され、われわれの心の中に植えつけられている」(LON, p.110)

「自然がわれわれの心の中に刻印した法」(LON, p.138)

これらの引用した文の間にも微妙な違いがあるが、他方、経験的な認識がはじめて自然法の認識を実現するとして、次のようにも述べられる。

「感覚によって知覚された事実から推論して自然法を知るようになる。」(LON, p.130)

「感覚が理性に個々の対象の観念を与え、推論の対象を提供し、他方、理性が感覚能力を導き」、「感覚と理性が相互に助け合って自然法の認識に到達する。」(LON, p.146f)

理性と感覚の、「この二つの能力に支えられて反省し、推理すれば、どんなものでも理解できないものはない。」(同)

もはや、十分かと思う。「自然法論」に、生得観念説の否定を見出し、経験論的立場がすでに見出されるとして、高く評価するのが我が国では通例であるが、^③感覚と理性による自然法の認識は、経験主義的に導き出されたのではなく、自然界における神の創造がどれほど偉大で美しいかを認めることから、その創造主の賞讃と栄光の認識に至る形而上学的な推論のことなのである。この種の推論の仕方、その超越的な思弁は、のちにロックが「思考を広漠とした存在の大海に解き放って、あたかもその無限の範囲がわたしたちの知性の本性の疑いのない所産であり、その中には、知性の決定を免がれるものは何一つ存在しない」(E, I, 1.7)と考える、かれが徹底して批判した推論の形態そのものであって、感覚を自然認識の不可欠の構成要素として重視する『人間知性論』の視点の前触れではない。感覚は単にきっかけであって、常に理性が主導し、感覚と結びついた自

然的欲求である「自己保存から道徳の原理は導き出されない」(LON, p.160)という理由で、ロックは自己保存を自然法から閉め出すのである。

このように初期のロックにおいては、エイブラムズが指摘するように、「ロックのペシミズムは(ホブズと)対照的に深い反合理主義に由来する」と言えるかも知れない。^④ホブズにおいては、自己保存相互の衝突が不可避免的に招く不幸な事態を見透すのは、理性による洞察であり、この洞察によって、自己保存の欲求は、合理化された欲求となって、その実現の手段に対する配慮や計算、目的達成に必要な対象認識と活動にまで進むからである。しかし、ロックでは、自己保存の欲求だけではなく、「教育、習慣ならびに会話は人を説得するに当って少なからぬ影響力をもつ」(Tracts, p.129)として、それらが理性までも侵蝕することが示唆されていた。さらに、人びとの私的な意見が、「利害によって偏向し、無知と無思慮によって目を眩まされ」(Tracts, p.137)、遂には「片寄った解釈」(同頁)に至る点に触れていた。理性までも歪めるといって、自己保存に関するペシミズムが人間本性のなかに豊かな可能性を見出すことを強く妨げているのであって、この心のかげりは、哲学や神学に没頭することで晴らされる種類のものではなかったようである。^⑤一六六四年、オクスフォードのクライスト・チャーチ・カレッジの道徳哲学監督官を辞任するに当たっての「告別演説」の草稿において、ロックは「哲学も……恵みに富むとは申せません。壮大な哲学用語のまったなかで、不幸な死すべき人間は、自己の無能と悲しみを覚えるのです」